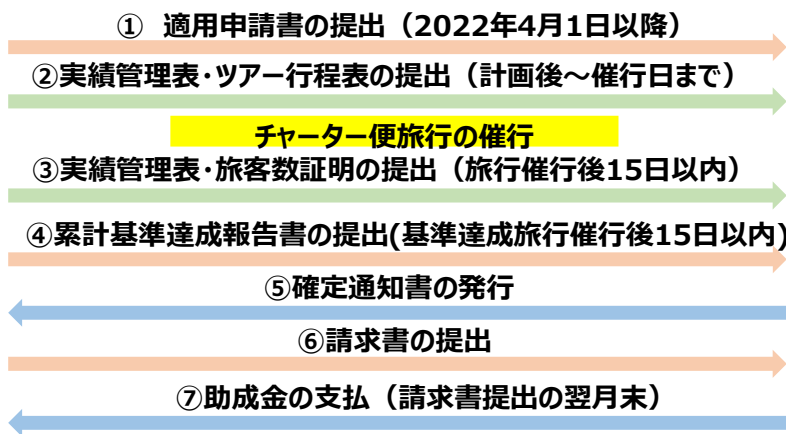


1. 事業概要、助成内容

北海道エアポート株式会社（以下、HAP）では運営空港の利用促進を図る為、北海道内6空港を利用する国内チャーター便旅行商品を企画・実施した事業者に対し、一定額を助成する事とする。助成内容の詳細は以下の通り。

助成概要	申請頂いた旅行会社（または支店・部門）毎に、対象6空港を利用するチャーター便旅行商品に参加した旅客数を年間通じて累計し、旅客数が一定基準に到達する毎に、当社から申請者に助成金をお支払いする。							
対象空港	稚内空港、釧路空港、函館空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港							
対象期間	2022年4月1日から2023年3月31日まで ※2023年3月末までに実施されるチャーター便旅行商品が対象							
対象者	チャーター便を利用した旅行商品を企画・販売・実施する旅行会社							
助成額	累計旅客数基準（人）	200	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
	助成額（円）	150,000	300,000	500,000	500,000	500,000	500,000	1,000,000
	累計助成額（円）	150,000	450,000	950,000	1,450,000	1,950,000	2,450,000	3,450,000
※累計旅客数が3,000人に達成した以降は、500人毎に50万円の助成を継続。 ※予算に達し次第終了。								

2. 手続き方法



- 手続き方法：
1. 年度開始以降、初回のチャーター便旅行商品催行前までに①適用申請書をPDFにてご提出ください。（押印要、原本不要）
※①は、対象期間中において1度ご申請ください。（チャーター便旅行商品計画の都度ご申請いただくものではありません。）
 2. チャーター便旅行商品が計画・催行される毎に、②③実績管理表をエクセルファイルにてご提出ください。
 3. 旅客数が各累計旅客数基準を達成する毎に、④累計基準達成報告書をPDFファイルにてご提出ください。（押印要、原本不要）
 4. ④に基づきHAPにて助成額を確定し、⑤確定通知を発行致します。
 5. ⑤に基づき⑥請求書を発行頂き、下記住所宛にご送付ください。（押印要、原本要）
※各種書式はこちらのURLよりダウンロードしてください → [2022_6airports_charter_flights_Application_form.xlsx](https://live.com/2022_6airports_charter_flights_Application_form.xlsx) (live.com)

3. 問い合わせ・各種提出先

北海道エアポート株式会社 営業開発本部 旅客営業部

- メールアドレス : aviation_development@hokkaido-airports.co.jp
- 住所 : 〒066-0012 北海道千歳市美々987番地22 アネックスビル 5階

対象となるチャーター便旅行商品について

Q いずれの航空会社が運航するチャーター便であっても、助成の対象となるか。 A. 全て対象となります。

Q 1つのチャーター便旅行商品の行程において、対象空港を複数利用する場合、各空港に着陸する旅客数を累計の対象とできるか。(例. 道外→女満別→稚内→道外という移動の場合、1人の旅客に対し、女満別と稚内それぞれでカウントされるか。)

A 1つの旅行商品に参加する旅客数が累計の対象となるため、各空港毎には加算されません。

Q 道民向けの道外チャーター便旅行商品も対象となるか。 A. 対象となります。

Q 道内でのチャーター(新千歳=女満別、等)や、発着が同一空港となる遊覧チャーターも対象となるか。

A 対象の6空港が含まれていれば、全て対象となります。

助成の決定・各種手続きについて

Q 助成額はどのように決定され、いつ支払われるのか。

A 対象となるチャーター便旅行商品を催行後15日以内に旅客数証明書を添付の上「実績管理表」をご提出いただき、累計旅客数が基準に到達した際には、「累計基準達成報告書」を、上記「実績管理表」と合わせてご提出ください。「累計基準達成報告書」に基づき弊社にて助成額を確定し「確定通知書」を発行致します。「確定通知書」に基づき「請求書」を発行頂き、ご請求頂いた翌月末までに弊社より助成金をお支払いします。

Q 年間計画として当初から年度途中のチャーターが計画されている場合、計画時点で予定旅客数を累計し、助成額を前もって確定しておく事は可能か。

A 「累計基準達成報告書」に基づき助成額を決定する為、計画時点での助成額の確定は不可です。

Q 申請は、本社・支店いずれの単位となるか。

A いずれでも問題ありません。但し、本社・支店が重複する申請は不可であり、また、申請後に申請単位を変更することもできません。

Q 1機を複数の旅行会社でチャーターする場合、それぞれの旅行会社に助成が適応されるか。

A 旅行会社毎に、それぞれのチャーター便旅行商品に参加した旅客数が累計されます。(但し、年度当初にそれぞれの旅行会社にて当事業への適応申請を行い、「実績管理表」及び「累計基準達成報告書」をご提出いただいた場合に限りです。)

Q 「最終的な搭乗者数が証明できる書類」とは、どういうものか。

A 「航空会社のバリデーションスタンプが押された予約確認書」や「用機者である旅行会社が作成した任意の集客人数を証明する書類に航空会社の確認印が押されたもの」等を想定。